

[表] 平成19年度 家庭用品等による健康被害のべ報告件数

(上位10品目及び総計)

皮膚障害		小児の誤飲事故		吸入事故	
装飾品	15 (17.6%)	タバコ	261 (33.6%)	殺虫剤	210 (24.9%)
時計バンド	7 (8.2%)	医薬品・ 医薬部外品	137 (17.6%)	洗浄剤(住宅 用・家具用)	133 (15.8%)
時計	6 (7.1%)	玩具	60 (7.7%)	芳香・消臭・ 脱臭剤	88 (10.5%)
ベルト	6 (7.1%)	金属製品	55 (7.1%)	漂白剤	59 (7.0%)
下着	5 (5.9%)	プラスチック 製品	47 (6.0%)	消火剤	43 (5.1%)
めがね	4 (4.7%)	食品類	31 (4.0%)	園芸用殺虫・ 殺菌剤	36 (4.3%)
革靴	4 (4.7%)	硬貨	25 (3.2%)	洗剤(洗濯用 ・台所用)	35 (4.2%)
洗剤	4 (4.7%)	洗剤・洗浄剤	23 (3.0%)	防虫剤	22 (2.6%)
スポーツ用品	4 (4.7%)	化粧品	17 (2.2%)	防虫スプレー	21 (2.5%)
くつした/ ゴム手袋	各3 (3.5%)	文房具/電池	各12 (1.5%)	灯油	16 (1.9%)
総計	85 (100.0%)	総計	777 (100.0%)	総計	842 (100.0%)

家庭用品等による

健康被害

— 病院モニター報告から —

●化学物質安全対策室のホームページ〔厚生労働省〕

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/seikatu/kagaku/index.html>

●子どもに安全をプレゼント—事故防止支援サイト—〔国立保健医療科学院〕

<http://www.niph.go.jp/soshiki/shogai/jikoboshi/index.html>

●家庭用品等による急性中毒等の情報〔財団法人日本中毒情報センター〕

<http://www.j-poison-ic.or.jp/homepage.nsf>

厚生労働省医薬食品局
審査管理課化学物質安全対策室

厚生労働省では、医療機関（皮膚科・小児科）及び（財）日本中毒情報センターの協力を得て、家庭用品等による健康被害情報を収集し、「家庭用品等に係る健康被害病院モニター報告」を毎年取りまとめています。

平成19年度の報告結果では、家庭用品等による皮膚障害（装飾品・洗剤等）、小児の誤飲の健康被害（タバコ・玩具等）及び家庭用品等に係る吸入等による健康被害（殺虫剤・洗浄剤等）については、概ね例年と同じ発生傾向でしたが、新しい製品によるもの等も報告されており、引き続き、消費者等への注意喚起が必要な状況と考えております。

平成19年度の報告結果の概要は以下のとおりです。

※報告本文（事例等も紹介しています）は、化学物質安全対策室のホームページの、「家庭用品の安全対策」ページで見ることが出来ます。

1 家庭用品等による 皮膚障害に関する報告

(1) 結果の概要

- ・皮膚障害の原因となった家庭用品等の種類は、装飾品、時計、時計バンド、洗剤等でした（表参照）。
- ・皮膚障害の種類は、アレルギー性接触皮膚炎、刺激性皮膚炎等でした。

家庭用品との接触部位にかゆみ、湿疹等の症状が発現した場合には、原因と考えられる家庭用品の使用を極力避けることが望ましいです。再度使用して同様の症状が発現する場合には、同一の素材を使用した家庭用品の使用は避け、症状が改善しない場合には、早急に専門医の診療を受けましょう。

また、日頃から家庭用品の使用前には必ず注意書をよく読み、正しい使用方法を守ること、自己の体質について認識し、製品の素材について注意を払うことが大切です。



(2) 代表的な製品

装飾品

- ・装飾品に関する報告件数における製品別の内訳は、ネックレス、指輪、ブレスレット等でした。
- ・時計、時計バンドに関する報告件数における製品別の内訳は、革、金属等でした。
- ・障害の種類は、アレルギー性接触皮膚炎が最も多く報告されました。
- ・金属の装飾品での報告のうち、パッチテストを行った例では、ニッケル又はコバルトにアレルギー反応を示した例が多数ありました。

汗を大量にかく可能性のあるときには装飾品類をはずすことが望ましいです。また、ピアスは表皮より深部に接触する可能性が高いため、初めて装着したときや、種類を変更したりしたとき等には、症状の発現に特に注意しましょう。

症状が発現した場合には、原因製品の装着を避け、別の素材のものに変更することが望ましいです。また、早急に専門医の診療を受けましょう。



洗剤

- ・洗剤に関する報告では、大半が台所用洗剤によるものでした。
- ・障害の種類は、全例が刺激性皮膚炎でした。

洗剤を使用する際には希釈倍率に注意する等、使用上の注意・表示をよく読んで正しい使用方法を守ることが第一です。また、必要に応じて、保護手袋を着用することや、使用後にクリームを塗ることなどの工夫も有効です。それでもなお、症状が発現した場合は、原因と考えられる製品の使用を中止し、早急に専門医の診療を受けましょう。



家庭用品等による 小児の誤飲事故に関する報告

(1) 結果の概要

- ・誤飲事故の原因となった家庭用品等の種類は、タバコ、医薬品・医薬部外品等でした（表参照）。
- ・年齢別では、6～11か月が最も多く、次いで12～17か月でした。
- ・誤飲事故の発生は、夕刻以降に増加する傾向が見られました。

小児は、身の回りのあらゆるものを分別なく口に入れてしまいます。また、何をするか予測ができません。保護者は誤飲する可能性のあるものを小児が手にする可能性のある場所に極力置かないこと、大人が管理すること等の対策をとることが大切です。小児の口に入るサイズはおよそ直径3cmといわれており、このサイズ以下のものには特に注意を払いましょう。



注意！

【金属製アクセサリー類】

海外では、鉛が高濃度に含まれる金属製アクセサリーを子どもが誤飲し、その製品が胃の中に長時間とどまったため、鉛中毒となり亡くなったという事故がありました。（平成18年）



(2) 代表的な製品

タバコ

- ・タバコに関する報告は、生後6～11か月の乳児に集中しており、さらに12～17か月の幼児の事故とあわせると報告例の大半を占めました。

タバコや灰皿は乳幼児の手の届かないところに置くこと、飲料の空き缶等を灰皿代わりに使用しないことなど、それらの取扱いや置き場所に配慮しましょう。

特に子どもが生後6～17か月の場合には細心の注意を払いましょう。



医薬品・医薬部外品

- ・医薬品・医薬部外品に関する報告では、入院事例も報告されました。
- ・タバコに比べ事故が発生する年齢層が広く、1～2歳児に多く報告されました。

医薬品等の誤飲事故の大半は、保管を適切に行っていなかった場合や、保護者が目を離したすきに発生していました。

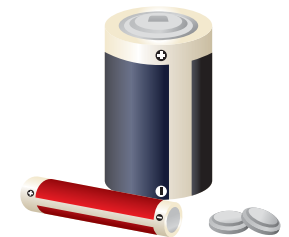
特に医薬品の誤飲では健康被害が発現する可能性が高く、時に重篤な障害をもたらすおそれがあるので、保管・管理に十分注意しましょう。



電池

- ・電池の誤飲も、多数報告されています。

放電しきっていないボタン電池は、体内で消化管等に張り付き、せん孔を起こす可能性があるため、子どもの目につかない場所や手の届かない場所に保管しましょう。



家庭用品等による 吸入事故等に関する報告

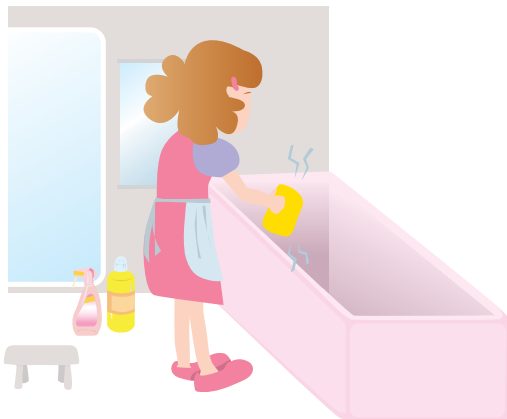
(1) 結果の概要

- ・吸入事故等の原因となった家庭用品等の種類は、殺虫剤、洗浄剤、芳香・消臭・脱臭剤等でした（表参照）。
- ・性別では男女の差はほとんどありませんでした。年齢別では、9歳以下の小児が半数近くを占めました。
- ・製品の形態は、スプレー式の製品、次いで液体の製品が多く報告されました。



今年度も、（財）日本中毒情報センターには小児の健康被害に関する問い合わせが多く寄せられました。保護者は家庭用品等の使用や保管には十分注意を払いましょう。

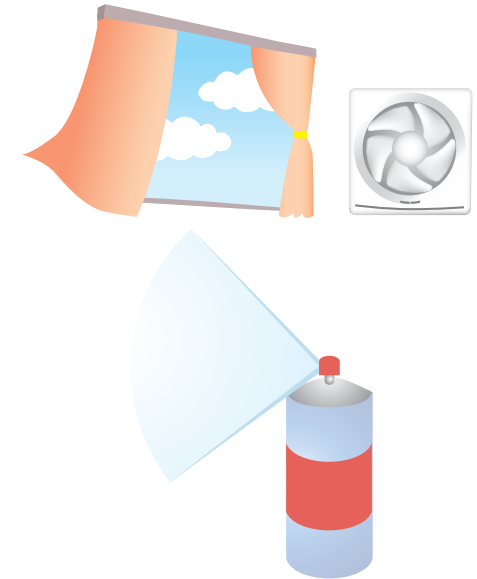
使用方法や製品の特性について正確に把握していれば、事故の発生を防ぐことができた事例やわずかな注意で防ぐことができた事例も多数ありました。日頃から使用前には必ず注意書をよく読み、正しい使用方法を守ることが重要です。



(2) 代表的な製品

殺虫剤

特に近年はハチ・アブ等の駆除を目的とした強力噴射タイプのアアゾール等、新たな商品も販売されています。使用前に製品表示を熟読し、よく理解した上で正しく使用しましょう。また、保管、廃棄の際にも注意を払いましょう。



洗浄剤・洗剤、漂白剤

- ・洗浄剤・洗剤に関する事例では、塩素系の製品が最も多く報告されました。
- ・製品の形態の内訳は、ポンプ式スプレーが最多でした。
- ・漂白剤に関する事例では、塩素系の製品が大半を占めました。

被害を防ぐには、換気を十分に行い、適正量を使用し、マスク等の保護具を使用することが重要です。また、塩素系の洗浄剤・漂白剤と酸性洗浄剤等を混合して使用すると塩素ガスが発生することがあるので注意しましょう。



※風呂掃除等に食酢を使うことがあります。食酢も酸性なので注意しましょう。

